

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

| | | | |
|---|-----------------------------|---|--|
| 出願人 日本電気硝子株式会社 様 あて名 〒520-8639 日本国滋賀県大津市晴嵐二丁目7番1号 | | PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1] | |
| | | 発送日 (日.月.年) 05.12.2017 | |
| 出願人又は代理人 の書類記号 16P404W001 | | 今後の手続については、下記2を参照すること。 | |
| 国際出願番号 PCT/JP2017/033769 | 国際出願日 (日.月.年) 19.09.2017 | 優先日 (日.月.年) 28.09.2016 | |
| 国際特許分類 (IPC) Int.Cl. G02B5/28(2006.01)i, G02B5/22(2006.01)i, G02B5/26(2006.01)i, G03B11/00(2006.01)i, H01L27/146(2006.01)i, H04N5/225(2006.01)i | | | |
| 出願人 (氏名又は名称) 日本電気硝子株式会社 | | | |

| |
|--|
| 1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 2. 今後の手続 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。 |
|--|

| | | | |
|---|---|----|------|
| 見解書を作成した日 22.11.2017 | | | |
| 名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号 | 特許庁審査官 (権限のある職員) 小西 隆 電話番号 03-3581-1101 内線 3271 | 20 | 4081 |

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
 - 出願時の言語による国際出願
 - 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
 - a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 - 紙形式又はイメージファイル形式
 - b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
 - c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
 - 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

| | | | |
|----------------|-----|-------------|---|
| 新規性 (N) | 請求項 | 3, 5 | 有 |
| | 請求項 | 1-2, 4, 6-8 | 無 |
| 進歩性 (IS) | 請求項 | | 有 |
| | 請求項 | 1-8 | 無 |
| 産業上の利用可能性 (IA) | 請求項 | 1-8 | 有 |
| | 請求項 | | 無 |

2. 文献及び説明

文献1: JP 2013-041141 A (旭硝子株式会社) 2013. 02. 28,
[0032]-[0046], [0065]-[0070], [0087], [0108], [0159]-[0179], 図 2, 8-9
(ファミリーなし)

文献2: WO 2014/030628 A1 (旭硝子株式会社) 2014. 02. 27,
[0201], 図 4
& US 2015/0146057 A1 [0199], FIG. 4
& JP 2014-59550 A & KR 10-2015-0046016 A & CN 104755969 A

文献3: JP 2004-126530 A (HOYA株式会社) 2004. 04. 22,
[0007]
& US 2004/0071889 A1 [0056]-[0063] & CN 1484045 A

文献4: JP 2004-306025 A (旭硝子株式会社) 2004. 11. 04,
[0041]
(ファミリーなし)

[請求項 1-2, 4, 6-8]

請求項 1-2, 4, 7-8 に係る発明は、国際調査委報告で引用された文献 1 により、新規性及び進歩性を有しない。

文献 1 の第 7 実施形態 (図 9 参照) には、光学部材 10 (透明基材) の第 1 主面 11 上に反射防止層 30 を設けるとともに第 2 主面 12 上に近赤外吸収層 40 を設けた固体撮像素子用カバーガラス 54 (デバイス用透明カバー部材) が記載され、また、反射防止層 30 について高屈折率層及び低屈折率層の誘電体交互多層膜で形成して赤外反射機能層 (赤外光透過抑制層) とすること、第 2 主面 12 上に赤外線遮蔽層 20 (第 2 の赤外光透過抑制層) を設けることが記載され、また、近赤外吸収層 40 を帯電防止層とすることが記載されているから、近赤外吸収層 40 は、透明導電層及び電氣的に接続する電極機能を有していると認められる (第 1 認定)。

<<補充欄に続く>>

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V.2 欄の続き

また、請求項 1-2, 6-8 に係る発明は、上記文献 1 により、新規性及び進歩性を有しない。

文献 1 の第 2 実施形態の第 5 変形例(図 3B 参照)には、光学部材 10(透明基材)の第 2 主面 12(第 1 主面に相当)上に近赤外吸収層 40(赤外光透過抑制層)を設け、かつ、第 1 主面 11(第 2 主面に相当)上に赤外線遮蔽層反射防止層 30(第 2 の赤外光透過抑制層)を設けるとともに導電層付き反射防止層 30 を設けた固体撮像素子用カバーガラス 54(デバイス用透明カバー部材)が記載され、また、反射防止層 30 について高屈折率層及び低屈折率層の誘電体交互多層膜で形成して赤外反射機能層(赤外光透過抑制層)とすること、第 2 主面 12 上に赤外線遮蔽層 20(第 2 の赤外光透過抑制層)を設けることが記載され、また、反射防止層上の導電層は、電氣的に接続する電極機能を有していると認められる(第 2 認定)。

[請求項 3]

請求項 3 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1-2 により進歩性を有しない。文献 2 には、光学部材 10(透明基材)の第 1 主面 11 上に第 1 の誘電体層膜 3 を設けるとともに第 2 主面 12 上に第 2 の誘電体多層膜 4 を設けた NIR フィルタ 10B(デバイス用透明カバー部材)が記載され、また、当該 NIR フィルタの可視光範囲の反射率が 2%以下であることが図 4 に示されている。

文献 1-2 の開示技術は、デバイス用透明カバー部材という技術分野における赤外線遮蔽機能向上技術として共通するから、文献 1 の記載発明(第 1 認定)において、赤外線遮蔽層 20 として、文献 2 記載の 2%以下の可視光領域反射率を得ることは、当業者が容易に想到し得たことである。

[請求項 5]

請求項 5 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1, 3-4 により進歩性を有しない。

固体撮像素子用交互多層膜構造または赤外反射層交互が層膜に介在配置する電極付き透明導電膜材料として、酸化インジウム、酸化スズは周知材料である(文献 3-4 参照)。

(付記)

請求項 7 には、「前記第 2 主面上に、赤外光を吸収または反射する第 2 の赤外光透過抑制層が形成される、請求項 1～6 のいずれか一項に記載のデバイス用透明カバーガラス。」と記載されているが、請求項 1-6 にはデバイス用透明カバーガラスは記載されていない。本国際調査においては、当該記載は、「デバイス用の透明カバー部材」の誤記であるとして調査を行った。

<<以上>>